

# 感染症に罹患した場合に御提出いただく証明書の分類

調布市立学校及び調布市内保育園・幼稚園（一部を除く）では、感染症に罹患した場合、感染拡大を防ぐため、医師の確認が得られた後に再登校・再登園をしていただくようお願いしています。感染症によって、御提出いただく証明書が異なりますので、下記フローにより御確認ください。

医療機関を受診

【A】

【B】

・インフルエンザ ・新型コロナウイルス感染症

- ・百日咳
- ・麻疹（はしか）
- ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
- ・風しん（三日ばしか）
- ・水痘（みずぼうそう）
- ・咽頭結膜熱（プール熱）
- ・結核
- ・髄膜炎菌性髄膜炎
- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・コレラ
- ・細菌性赤痢
- ・腸チフス
- ・パラチフス
- ・流行性角結膜炎（はやり目）
- ・急性出血性結膜炎

診断に基づく自宅待機期間、自宅で療養

順調に回復した

順調に回復せず、何らかの症状がある

医療機関へ受診

【A】登校・登園許可申請書  
(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症用)

※校内保護者の方が記入ください

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_  
児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_  
保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおりに、保護者として責任を持って申告し、登校・登園の許可を申請いたします。  
インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、発症日と出席停止期間、診療所名を保護者の方が記入して、発症後の登校日に添付して下さい。  
出席停止となる期間は、発症日を0日として数え、下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは、順調に回復したときの最終の日数です。  
順調に回復した場合には、治癒を確認するための再受診は不要です。ただし、医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従って下さい。

該当する病名に○をつけてください。	病名	出席停止期間
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
<input type="checkbox"/>	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで

発症日：令和 年 月 日 出席停止期間：令和 年 月 日まで  
医療機関名 \_\_\_\_\_

【別添付】  
・新型コロナウイルス感染症については、発症から10日経過後まではマスク着用が推奨されています。  
・順調に回復せず、「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には、再度受診してください。再度受診した場合には、本用紙ではなく、「【B】登校・登園許可証明書」を御使用ください。

【A】登校・登園許可申請書を使用し、保護者の方が、医師の診断に基づく自宅待機期間（＝出席停止期間）を記入

再登校・再登園し、【A】を提出

【B】登校・登園許可証明書

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_  
児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

※この枠内は保護者の方が記入ください

以下は医師の先生が御記入ください

該当する病名に○をつけてください。	病名	出席停止期間
<input type="checkbox"/>	※インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
<input type="checkbox"/>	※新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
<input type="checkbox"/>	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
<input type="checkbox"/>	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	其下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が消失した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/>	風しん（三日ばしか）	発熱が消失するまで
<input type="checkbox"/>	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/>	結核	
<input type="checkbox"/>	髄膜炎菌性髄膜炎	
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症	
<input type="checkbox"/>	コレラ	
<input type="checkbox"/>	細菌性赤痢	感染のおそれなくなるまで
<input type="checkbox"/>	腸チフス	
<input type="checkbox"/>	パラチフス	
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎（はやり目）	
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「【A】登校・登園許可申請書」を使用します。

上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。

発病日：令和 年 月 日 許可日：令和 年 月 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師の診断に基づき療養

【B】登校・登園許可証明書を持参し、再度、医療機関を受診

医療機関が【B】用紙に記入

再登校・再登園し、【B】を提出

# 【A】 登校・登園許可申請書

(インフルエンザ, 新型コロナウイルス感染症用)

枠内を保護者の方が御記入ください

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_

児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、保護者として責任を持って申告し、登校・登園の許可を申請いたします。

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、発症日と出席停止期間、診療所名を保護者の方が記入して、治癒後の登校日に御提出下さい。

出席停止となる期間は、発症日を0日として数え、下記の「出席停止期間」を経過するまでです。これは、順調に回復したときの最短の日数です。

順調に回復した場合には、治癒を確認するための再受診は不要です。ただし、医師からの再度の診察などの指示があった場合はそれに従って下さい。

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第2種		インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児では3日)を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで

発症日: 令和 年 月 日 出席停止期間: 令和 年 月 日まで

医療機関名 \_\_\_\_\_

## 【御注意】

- 新型コロナウイルス感染症については、発症から10日経過まではマスク着用が推奨されています。
- 順調に回復せず、「出席停止期間」を経過しても何らかの症状がある場合には、再度受診してください。再度受診した場合には、本用紙ではなく、「【B】登校・登園許可証明書」を御使用ください。

# 【B】 登校・登園許可証明書

学校・幼稚園・保育園名 \_\_\_\_\_ クラス名 \_\_\_\_\_

児童・生徒氏名 \_\_\_\_\_

この枠内は  
保護者の方が  
御記入ください

以下は医師の先生が御記入ください

該当する病名に○をつけてください。

	○	病名	出席停止期間
第 2 種		※インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（乳幼児では3日）を経過するまで
		※新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	
第 3 種		腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれなくなるまで
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎（はやり目）	
		急性出血性結膜炎	

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、その診断後、順調に回復した場合に限り、「【A】登校・登園許可申請書」を使用します。

上記疾患により加療中でしたが、感染のおそれがない、または少ないと認め、登校・登園が可能であることを証明します。

発病日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 許可日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_